

兵庫県警察柔剣道段級審査規程を次のように定める。

兵庫県警察柔剣道段級審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柔道及び剣道の術科技能の向上と、その振興を図るため、警察職員の柔道及び剣道の昇段、昇級審査（以下「審査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の範囲)

第2条 審査は、初段から5段までの各段位及び5級から1級までの各級位について行うものとする。

(審査の時期)

第3条 審査は、毎年1回以上行うものとし、その時期については、警務部長が別に定める。

(審査を受ける資格)

第4条 審査は、現に取得する段級位で次の期間を経過した者について行う。

(1) 1級以下（5級を除く。）の審査については6月以上

(2) 初段から3段までの審査については1年以上

(3) 4段及び5段の審査については2年以上

2 警務部長は、平素の訓練状況、服務成績、行状等が良好であり、かつ、技術の優秀な者について、特に前項の時期を短縮することができる。

3 初段以上の者については、所属長の推薦によって行うものとする。

(審査の基準)

第5条 審査は、柔道にあつては術科及び形に、剣道にあつては術科、形及び学科について行う。

2 審査の基準は、柔道については別表第1に、剣道については別表第2に定めるとおりとする。

(審査の通知及び申込)

第6条 警務部長は、審査を実施しようとするときには、あらかじめ審査の種別、期日、場所その他必要な事項を、関係の所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、昇段級適格者と認められるものについて、昇段級適格者推せん書（様式第1号）を2部作成し、警務部長に報告しなければならない。

(合格証書の授与)

第7条 本部長は、審査に合格した者に対し、合格証書（様式第2号）を授与する。

(審査の保留及び段級位の取消)

第8条 警務部長は、品行その他取得段級位にふさわしくない行為のあった者に対しては、審査を保留し、又はその段級位を取り消すことができる。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和35年1月10日から適用する。
- 2 講道館及び日本剣道連盟の段級位を取得した者は、この規程相当の段級位を取得したものとみなす。

附 則（昭和37年12月1日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（昭和41年11月1日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年1月13日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和44年1月20日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月6日本部訓令第13号）

この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月10日本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。